

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和4年6月22日 03時26分ごろ
発生場所	愛媛県松山市松山港第1区 松山港防波堤灯台から真方位138° 220m付近 （概位 北緯33° 52.0′ 東経132° 42.5′）
事故の概要	旅客フェリーしらきさんは、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー しらきさん、441トン
船舶番号、船舶所有者等	136185、周防大島松山フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部に曲損 棧橋 防衝板土台に割損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、旅客12人を乗せ、車両10台を搭載し、山口県柳井市柳井港を出港し、松山港の北西方に延びる松山港内港フェリー棧橋（以下「本件棧橋」という。）の西側に入船左舷着けで着棧する目的で、着棧体勢に入った。</p> <p>船長は、離着棧時、操舵室中央の操舵スタンド（以下「中央スタンド」という。）のほか、左右両ウイングにそれぞれ設置された操舵スタンドに操縦権を切り替えて適宜使用していた。</p> <p>船長は、中央スタンドで機関を中立運転、舵中央とし、本件棧橋に向け前進惰力を進み、左舷ウイング側の操舵スタンド（以下「左舷スタンド」という。）で着棧操船を行うこととし、操舵切替スイッチを押して操縦権を中央スタンドから左舷スタンドへ切り替え、左舷スタンドへ移動した。</p> <p>船長は、本船が左回頭していることに気付き、機関を後進運転とし、バウスラスターを右一杯としたものの、左舷船首部が本件棧橋に衝突した。</p> <p>船長が、左舷スタンドを確認したところ、左舷スタンドの操舵ダイヤルが左舵20°の状態であることに気付いた。</p> <p>船長は、柳井港出港時に、左舷スタンドで操船し、出港操船後、同スタンドの操舵ダイヤルを0°に戻したつもりであり、0°になっていると思い込み、中央スタンドに操縦権を切り替えて操船していたと</p>

	本事故後に思った。
分析	<p>本船は、着棧作業中、左舷スタンドの操舵ダイヤルが左20°になっている状態で、船長が、同ダイヤルが0°と思い込み、操縦権を中央スタンドから左舷スタンドに切り替えたことから、左回頭を始め、左舷船首部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、柳井港出港操船時に左舷スタンドで操船し、左舷スタンドの操舵ダイヤルが20°のまま、中央スタンドに操縦権を切り替えたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が着棧作業中、左舷スタンドの操舵ダイヤルが左20°になっている状態で、船長が、同ダイヤルが0°と思い込み、操縦権を中央スタンドから左舷スタンドに切り替えたため、左回頭を始め、左舷船首部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有者は、本事故後、操舵スタンドの操舵ダイヤル位置を確認しやすいよう、操舵ダイヤルに発光テープを貼った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、各操舵スタンドの操舵ダイヤルが0°になっているか確認したのち、各操舵スタンド間の操縦権を切り替えること。 ・ 操舵が終了したところで、操舵ダイヤルを0°に戻しておくこと。